

【お知らせ】引越時の車のナンバープレート交換に関する特例にかかる 有料道路における障害者割引制度の申請について

令和4年1月4日より開始される「引越時の車のナンバープレート交換に関する特例」を利用される場合の有料道路における障害者割引の申請について、お知らせします。

1. 引越し時のナンバープレート交換特例措置について（運輸支局等への手続き）

国土交通省により、個人が引越の際、オンラインにより自動車の変更登録申請を行う場合に、ナンバープレートの交換を次回の車検時まで猶予する特例が創設されたものです。なお、手続き内容は以下のとおりです。

■手続き内容

① 特例の対象となる手続き

引越に伴い、所有者本人が車の変更登録申請をマイナンバーカードを用いて自動車ワンストップサービス（OSS）により行う手続きが対象となります。

② 新旧車検証の郵送による交換

所有者は、OSSで変更登録を申請した後、15日以内に引越先の使用の本拠の位置を管轄する運輸支局等あてに旧車検証（写しも可）を郵送すると、運輸支局等から変更後の新車検証（備考欄に旧登録番号が記載されたもの）が郵送にて交付されます。

③ 新たなナンバープレートの交付等

所有者は、次回車検までに（車検時でも可）、管轄の運輸支局等の窓口に新車検証を提出すると、新車検証の備考欄から旧登録番号の記載を削除した車検証と登録事項等通知書が交付されます。これらを自動車登録番号標交付代行者の窓口に提出すると、新しいナンバープレートが交付されます。その際、旧ナンバープレートは返納することになります。

※軽自動車及び二輪車は本特例措置の対象外です。

※特例措置の詳細は国土交通省自動車局の報道発表（令和3年12月10日付）をご確認ください。

・報道発表 URL：https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha06_hh_000125.html

2. 有料道路における障害者割引の申請について（福祉事務所等への手続き）

障害者割引は、手帳に記載の自動車登録番号と車に付いているナンバープレートの番号が一致した場合に割引を適用しております。そのため、ナンバープレート交換特例を利用している方が障害者割引の申請をされる場合、以下の手順により申請を行っていただく必要があります。なお、ナンバープレート交換特例の利用にかかわらず、申請時に必要となる書類の変更はありません。

■「新旧車検証の郵送による交換」後に新規で申請する場合

【手順①】障害者割引の新規申請を実施

※車検証の備考欄に「旧自動車登録番号」が印字された車検証をお持ちください。福祉事務所等では「旧自動車登録番号」にて手続きを行います。

【手順②】ナンバープレート交換の際、自動車登録番号の変更に関する申請を実施

※車検証の備考欄から「旧自動車登録番号」が削除された車検証をお持ちください。福祉事務所等では「新自動車登録番号」にて手続きを行います。

※障害者割引の変更申請は、車載器の再セットアップ後に実施いただきますようお願いいたします。

■「新旧車検証の郵送による交換」後に変更で申請する場合

【手順①】引越に伴う住所変更の際、住所変更に関する変更申請を実施

※車検証の備考欄に「旧自動車登録番号」が印字された車検証をお持ちください。福祉事務所等では「旧自動車登録番号」にて手続きを行います。

※障害者割引のETC利用登録をされていない場合、手順①は不要です。

【手順②】ナンバープレートの交換の際、自動車登録番号の変更に関する申請を実施

※車検証の備考欄から「旧自動車登録番号」が削除された車検証をお持ちください。福祉事務所等では「新自動車登録番号」にて手続きを行います。

※障害者割引の変更申請は、車載器の再セットアップ後に実施いただきますようお願いいたします。